

# 報道資料

平成29年11月21日

担当：福祉部介護福祉課  
（担当者：野村、吉田）  
電話：0742-34-5422（直通）  
（内線4756）

## 介護サービス事業者指定取消処分

奈良市は、平成29年11月21日付で株式会社寿寿に対して、介護保険法第77条第1項、同法第115条の9第1項及び同法第115条の45の9第1項の規定に基づく事業者の指定の取消処分を行いましたのでお知らせします。

### 1 事業者の名称・所在地等

- (1) 事業者名称 株式会社 寿寿
- (2) 代表者 代表取締役 児林 健太
- (3) 事業者所在地 大阪府東大阪市横小路町四丁目6番18号
- (4) 事業所名称 ケアサービス寿寿奈良
- (5) 事業所所在地 奈良市神殿町164番地の1 神殿マンション3号棟102号室
- (6) サービス種類 訪問介護、介護予防訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業

### 2 指定取消年月日

平成29年12月31日

### 3 指定取消理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号、第7号、第8号、第10号及び第115条の9第1項第5号、第7号、第9号並びに第115条の45の9第1項第7号に該当する事実が確認されたため。

#### (1) 不正請求

同法人運営の住宅型有料老人ホーム内に指定（介護予防）訪問介護事業所の出張所等を無断で設け、ホームの入居者に対し提供したサービスについて、同一建物減算を適用せず、介護報酬を不正に請求した。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第6号

介護予防訪問介護…同法第115条の9第1項第5号

#### (2) 虚偽報告

監査において、虚偽の訪問介護計画やサービス提供記録を提出した。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第7号

#### (3) 虚偽答弁

- ・サービス提供責任者が常勤専従の要件を満たしていないにもかかわらず、監査において虚偽の答弁を行った。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第8号

介護予防訪問介護…同法第115条の9第1項第7号

- ・監査において提出を依頼した訪問介護計画等について、依頼日から提出日までの期間中に、遑って作成・提出し、監査を妨害した。（訪問介護、介護予防訪問介護）

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第8号

介護予防訪問介護…同法第115条の9第1項第7号

#### (4) 法令違反

- ・市長に届け出ることなく、同法人運営の有料老人ホームに指定（介護予防）訪問介護事業所の出張所等を無断で設けた。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第10号

介護予防訪問介護…同法第115条の9第1項第9号

- ・第1号訪問事業について、一体的に運営されている指定訪問介護事業において不正請求、虚偽報告、虚偽答弁及び法令違反が認められた。

《根拠条文》介護保険法第115条の45の9第1項第7号